

氏名			基準点		調整点		合計点	
----	--	--	-----	--	-----	--	-----	--

筑前町保育利用選考基準（令和8年度分）

保育所等への施設利用申込者数が受入可能数を上回った場合には、選考により、保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します。

選考に当たっては、基準点と調整点との合計を基本とし、総合的に判断します。

選考に当たっては、基準点と調整点との合計を基本とし、総合的に判断します。

1. 基準点			基準点 合計				
保護者（父母）の状況			基準点		確認書類		
			父	母			
就労	被雇用者	月160時間以上の就労	20	20	就労証明書		
		月140時間以上160時間未満の就労	19	19			
		月120時間以上140時間未満の就労	18	18			
		月100時間以上120時間未満の就労	17	17			
		月80時間以上100時間未満の就労	16	16			
		月64時間以上80時間未満の就労	15	15			
		自営業	事業主	月160時間以上の就労		20	20
	月140時間以上160時間未満の就労			19	19		
	月120時間以上140時間未満の就労			18	18		
	月100時間以上120時間未満の就労			17	17		
	月80時間以上100時間未満の就労			16	16		
	月64時間以上80時間未満の就労			15	15		
	家族協力者（専従者）		月160時間以上の就労	18	18	就労証明書 （事業主が記載）	
			月140時間以上160時間未満の就労	17	17		
			月120時間以上140時間未満の就労	16	16		
			月100時間以上120時間未満の就労	15	15		
			月80時間以上100時間未満の就労	14	14		
			月64時間以上80時間未満の就労	13	13		
	農業	耕作主	月160時間以上の就労	20	20	就労証明書 （直近の確定申告書 第1表・第2表添付 ※事業開始間もない場合は 開業届の写し添付）	
			月140時間以上160時間未満の就労	19	19		
			月120時間以上140時間未満の就労	18	18		
			月100時間以上120時間未満の就労	17	17		
			月80時間以上100時間未満の就労	16	16		
			月64時間以上80時間未満の就労	15	15		
		家族協力者（専従者）	月160時間以上の就労	18	18	就労証明書 （耕作主が記載）	
			月140時間以上160時間未満の就労	17	17		
			月120時間以上140時間未満の就労	16	16		
			月100時間以上120時間未満の就労	15	15		
			月80時間以上100時間未満の就労	14	14		
			月64時間以上80時間未満の就労	13	13		
			内職		月120時間以上の就労		18
			月64時間以上120時間未満の就労	16	16		
就学	就学及び職業訓練	※就労の被雇用者を準用		※	※	在学証明書・時間割等	
介護・看護	通院・入院付添	概ね1か月以上、親族（2親等以内）に週3回以上付添する者（介護施設除く）		14	14	申立書 （介護・看護される人の診断書又は各手帳の写し、介護認定通知等添付）	
	同居宅内	同居の親族（2親等以内）を長期居宅療養等で常時介護（看護）している者		14	14		
	別居宅内	別居の親族（2親等以内）を長期居宅療養等で常時介護（看護）している者		12	12		
出産	母の出産前後	出産予定日の8週間前から出産日の8週間後の月末まで		-	18	母子手帳の写し	
疾病・障がい	入院	入院中（1か月以上（見込含む））		20	20	入所理由申立書 （対象者の保育ができない旨（一部できる含む）の診断書又は各手帳の写し、介護認定通知等添付）	
	通院・自宅療養	医師の診断により常時保育ができない者		18	18		
	障がいなど	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級		20	20		
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級		16	16		
		身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級		12	12		
高齢者	保護者が65歳以上 （就労の有無は問わない）	※疾病・障がいの通院・自宅療養の点数を準用（保護者以外には適用不可）		18	18	入所理由申立書	
災害	災害復旧	災害等の復旧にあっている者		20	20	罹災証明書	
求職活動	求職活動中	入所日から3か月後の月末まで（入所中の場合退職日から3か月の月末まで）		5	5	求職活動申立書	
特別な支援が必要			児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合		100		関係機関からの意見書等

2. 調整点		調整点合計	
保護者（父母）の状況		調整点	確認書類
ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭・またはそれに類する世帯	32	ひとり親医療証・児童扶養手当証・戸籍謄本のいずれかの写し （離婚が成立していない場合、事件係属証明書等の提出）
生活保護世帯		10	診療依頼書の写し
地域型保育事業の卒園児	町内施設に限る（卒園後、待機となった場合含む）	20	
認可外保育施設の卒園児 （企業主導型・届出保育施設等）	町内施設に限る（卒園後、待機となった場合含む）	8	
兄弟姉妹が在園中（新規入所時に限る）	入所申込児の兄弟姉妹が在園中の家庭（弟妹の入所時に卒園予定児童は除く）	18	
兄弟姉妹の同時申請	保育所等に未入所の兄弟姉妹が同時に申込をした場合	2	入所申請書
育児休業明け（休業の対象児童に限る）	前年度中に育児復帰し、認可保育所への申込をしたが入所できなかった場合を含む	5	育児休業証明書 （就労証明書と同様式）
子どもが障がい有する場合	入所申込児が集団保育が可能とされた障がい児である場合	3	集団保育が可能な旨の 医師の診断書
転園希望（在園児）	きょうだい児童が別々の保育園に入所している場合	3	
	その他の事由	-3	
父または母が保育士 （新規入所時に限る）	町内の認可保育施設で保育士として、1か月の勤務が120時間以上の場合 （見込含む）	50	就労証明書で確認
	町内の認可保育施設で保育士として、1か月の勤務が120時間未満の場合 （見込含む）	30	就労証明書で確認
	町内の認可外保育施設で保育士として勤務している場合（見込含む）	5	就労証明書で確認
申請可能な施設を全て希望していて 入所を辞退した場合	当年度限り	-5	

3. 利用調整に係る優先順位について

【継続入所】

在園児が次年度も引き続き入所を希望する場合、最優先に利用調整を行う。
（申請時に求職活動中の場合も同様に最優先で調整するが、当年度中に保育の必要性がなくなった場合は入所取消とする。）

【新規入所】

上記基準表の合計点数の高い方を優先する。合計点が同点の場合、下記の優先順位にて調整する。

- ①施設の希望順位が高い方を優先する。
- ②待機期間の長い方を優先する。
- ③就労中の方を優先する。（就労見込みは除く。）
- ④筑前町民を優先する。（転入予定者でも筑前町の住所が決まっていれば町民とみなす。）
- ⑤申込児童数が多い方を優先する。
- ⑥保護者（又はそれに類する人）の合計所得が低い方を優先する。
- ⑦世帯状況等により、総合的に判断する。

【転園希望の場合】

新規入所同様に上記基準表に従って調整する。（ただし、転園できなかった場合でも利用中の施設の継続は可能とする。）